

盛岡市子ども科学館関係条例・規則

盛岡市子ども科学館条例

盛岡市子ども科学館管理運営規則

盛岡市子ども科学館の使用料に関する規則

盛岡市博物館等共通使用料条例

盛岡市博物館等共通使用料条例施行規則

盛岡市博物館等の管理運営の特例に関する規則

盛岡市子ども科学館使用料減免要綱

○盛岡市子ども科学館条例

昭和58年 3月25日 条例第13号

改正

平成 9年 3月27日 条例第10号

平成12年 3月30日 条例第28号

平成14年 3月29日 条例第20号

平成14年 3月29日 条例第21号

平成20年 3月27日 条例第18号

平成23年 8月30日 条例第32号

平成24年 3月28日 条例第17号

令和 5年 3月28日 条例第12号

盛岡市子ども科学館条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども科学館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 子どもの科学技術に関する知識の向上と啓発を図るため、子ども科学館を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市子ども科学館	盛岡市本宮字蛇屋敷13番地 1

(使用の許可等)

第 3 条 子ども科学館を使用しようとする者は、教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する子ども科学館にあつては、指定管理者。以下次条まで及び第9条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、子ども科学館の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、子ども科学館の管理上適当でないとき。

3 教育委員会は、子ども科学館の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第4条 教育委員会は、子ども科学館の管理上必要があると認めるとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは子ども科学館からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。

(3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 前条第3項の条件に違反したとき。

(禁止行為)

第5条 使用者は、子ども科学館において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をすること。

(2) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(使用料)

第6条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) 市の区域内の小学校、中学校又は幼稚園の児童、生徒又は幼児が学校の教育課程に基づく教育活動として使用するとき。

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が使用するとき。

(3) 市の区域内に住所を有する65歳以上の者が使用するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めるとき。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することのできない理由により子ども科学館を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第9条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設、設備又は展示物を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、教育委員会の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第10条 子ども科学館の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

第11条 子ども科学館の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会が定める期限までに教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- (1) 市民の平等な使用が確保されること。
- (2) サービスの向上が図られること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

第12条 教育委員会は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第13条 指定管理者は、その名称、住所その他教育委員会が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第14条 指定管理者の行う子ども科学館の管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 法、博物館法（昭和26年法律第285号）、この条例及びこの条例に基づく規則、教育委員会規則等の規定に基づき、適正に管理すること。

(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第15条 子ども科学館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項の許可を行うこと。

(2) 第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。

(3) 第3条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。

(4) 第4条の規定に基づき、第3条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは子ども科学館からの退去を命ずること。

(5) 教育委員会規則で定めるところにより、開館時間を変更すること。

(6) 教育委員会規則で定めるところにより、臨時に開館し、又は休館すること。

(7) 指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。

(8) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、子ども科学館の管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第2号から第4号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

3 指定管理者は、第1項第5号又は第6号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後、教育委員会が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、教育委員会が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該

指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 使用者の数
- (3) 管理経費の収支状況
- (4) その他教育委員会が必要があると認めた事項
(協議会)

第17条 博物館法第23条第1項の規定に基づき、子ども科学館に盛岡市子ども科学館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員15人以内をもつて組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 知識経験を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、第6条から第8条までについて必要な事項は市長が、その他子ども科学館の管理について必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和58年5月5日から施行する。

附 則（平成9年条例第10号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第28号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされた許可の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされている許可の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則（平成14年条例第20号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第21号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第18号）

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条中盛岡市子ども科学館条例第6条第2項の改正規定、第2条中盛岡市原敬記念館条例第7条第2項の改正規定及び第3条中盛岡市先人記念館条例第7条第2項の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際第1条から第4条までの規定による改正前のそれぞれの条例（以下「改正前の各条例」という。）の規定により教育委員会が行った許可で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の各条例の規定により教育委員会に対してなされた申請で施行日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。
- 第1条から第4条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定による指定管理者の指定の手續及び当該指定の告示は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成23年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第17号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第12号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		個人使用 (1人1回につき)	団体使用 (1人1回につき)
展示室	一般	200円	160円
	中学校生徒以下の者（4歳未満の者を除く。以下同	100円	80円

	じ。)		
プラネタリウム室	一般	300円	240円
	中学校生徒以下の者	100円	80円

備考

- 1 団体使用の使用料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。
- 2 規則で定める日に規則で定める中学校生徒以下の者が5人以上の団体で子ども科学館の展示室及びプラネタリウム室を使用する場合におけるこの表の適用については、「100円」とあるのは「50円」と、「80円」とあるのは「40円」とする。

○盛岡市子ども科学館管理運営規則

昭和58年4月30日教育委員会規則第2号

改正

平成5年3月26日教育委員会規則第8号

平成12年3月27日教育委員会規則第2号

平成12年3月27日教育委員会規則第6号

平成17年3月29日教育委員会規則第4号

平成20年7月1日教育委員会規則第5号

盛岡市子ども科学館管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども科学館の管理運営の基本的事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 子ども科学館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する子ども科学館にあつては、指定管理者。以下第5条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 子ども科学館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（その日（元日を除く。）が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 休日の翌日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日（日曜日及び土曜日を除く。））
- (3) 毎月の最終の火曜日（休日を除く。）
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(許可の申請)

第4条 盛岡市子ども科学館条例（昭和58年条例第13号。以下「条例」という。）第3条第1項の許可のうち団体使用の許可を受けようとする者は、盛岡市子ども科学館使用許可申請書を教育長

に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、子ども科学館を使用しようとする日の5日前までにしなければならない。ただし、教育長が子ども科学館の管理運営上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(許可書等の交付)

第5条 教育長は、条例第3条第1項の許可をしたときは、次の各号に掲げる使用の態様に応じ、当該各号に定める許可書又は入場券を交付するものとする。

(1) 団体使用 盛岡市子ども科学館使用許可書

(2) 個人使用 盛岡市子ども科学館入場券

(許可書又は入場券の提示)

第6条 条例第3条第1項の許可を受けた者が子ども科学館を使用しようとするときは、前条の規定により交付された許可書又は入場券を所定の場所で職員に提示しなければならない。

(指定管理者の指定の手続)

第7条 条例第11条第1項の規定による申請をしようとするものは、盛岡市子ども科学館指定管理者指定申請書に子ども科学館の管理に関する事業計画書その他教育長が必要と認める書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- 2 条例第11条第2項の規定による通知は、指定管理者として指定する場合にあっては盛岡市子ども科学館指定管理者指定通知書により、指定管理者として指定しない場合にあっては盛岡市子ども科学館指定管理者不指定通知書により行うものとする。

(指定通知書等の掲示)

第8条 指定管理者は、前条第2項の盛岡市子ども科学館指定管理者指定通知書又は指定管理者の指定を受けている旨及び条例第6条の2第2項の規定により定めた利用料金を子ども科学館において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(条例第13条第1項の教育委員会が定める事項)

第9条 条例第13条第1項の教育委員会が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定管理者の代表者及び子ども科学館の長

(2) 指定管理者の指定に際し、当該指定管理者の必要な要件として教育委員会が指定した事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事項

(会長及び副会長)

第10条 盛岡市子ども科学館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の

互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となり、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、子ども科学館において処理する。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、子ども科学館の管理について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、盛岡市子ども科学館条例（昭和58年条例第13号）の施行の日（昭和58年5月5日）から施行する。

附 則（平成5年教委規則第8号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年教委規則第2号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年教委規則第6号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第4号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第5号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

○盛岡市子ども科学館の使用料に関する規則

平成14年 3月29日規則第36号

盛岡市子ども科学館の使用料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市子ども科学館条例（昭和58年条例第13号。以下「条例」という。）の規定に基づき、子ども科学館の使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の申請)

第2条 条例第7条の規定による入館料の減免を受けようとする者は、盛岡市子ども科学館使用料減免申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第7条第2号に規定する障害者で次に掲げる手帳の交付を受けているもの（その者の保護者が交付を受けているときは、本人）又は同号に規定する障害者であることを証する書面を有するもの（以下「手帳被交付者等」という。）及び当該手帳被交付者等の介護を行う者が子ども科学館を個人で使用する場合の同項の申請書の提出については、当該手帳被交付者等にあつては当該手帳又は書面の、当該手帳被交付者等の介護を行う者にあつては当該介護を行う手帳被交付者等に係る当該手帳又は書面の提示をもってこれに代えることができる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条第1項の精神障害者保健福祉手帳
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項の戦傷病者手帳
- (4) 知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）第2条の療育手帳

3 第1項の規定にかかわらず、条例第7条第3号に規定する者であることを証する書面を有する者が子ども科学館を個人で使用する場合の同項の申請書の提出については、当該書面の提示をもってこれに代えることができる。

(使用料を減額する日)

第3条 条例別表の備考2の規則で定める日は、毎月の第2土曜日及び第4土曜日とする。

(使用料を減額する児童)

第4条 条例別表の備考2の規則で定める中学校生徒以下の者は、市の区域内に住所を有する中学校生徒以下の者並びに市の区域外に住所を有する者で市の区域内にある中学校（北陵中学校を含

む。), 小学校(月が丘小学校を含む。)及び幼稚園並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所に就学し,又は入所しているものとする(4歳未満の者を除く。)

附 則

この規則は,平成14年4月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

改正

平成22年3月26日条例第16号

平成22年12月22日条例第45号

平成25年3月27日条例第22号

平成25年9月30日条例第42号

盛岡市博物館等共通使用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、2以上の博物館等を使用する者から徴収する使用料（以下「共通使用料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「博物館等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 原敬記念館
- (2) 盛岡市子ども科学館展示室
- (3) 盛岡市先人記念館
- (4) 盛岡てがみ館
- (5) 盛岡市遺跡の学び館展示室
- (6) もりおか歴史文化館歴史展示室

(共通使用料)

第3条 1年間において2館又は4館の博物館等を使用しようとする者から次表に定める共通使用料を徴収する。

区分	共通使用料（1人1回につき）
2館を使用する場合	350円
4館を使用する場合	650円

(共通使用料の不還付)

第4条 既納の共通使用料は、還付しない。ただし、共通使用料を納付した者の責めに帰することができない理由により博物館等を使用できなかつたときその他特別の理由があると市長が認め

たときは、共通使用料の全部又は一部を還付することができる。

(共通使用料を納付した者の特例)

第5条 共通使用料を納付した者に係る次に掲げる規定の適用については、当該納付した共通使用料の範囲内において、当該共通使用料を納付した者をこれらの規定による博物館等の使用料又は入館料を徴収された者とみなす。

- (1) 盛岡市原敬記念館条例(昭和60年条例第24号)第7条
- (2) 盛岡市子ども科学館条例(昭和58年条例第13号)第6条
- (3) 盛岡市先人記念館条例(昭和62年条例第21号)第7条
- (4) 盛岡市てがみ館条例(平成12年条例第27号)第7条
- (5) 盛岡市遺跡の学び館条例(平成16年条例第29号)第7条
- (6) 盛岡市歴史文化館条例(平成22年条例第16号)第9条

(指定管理者に対する支払)

第6条 市長は、前条の規定により利用料金を支払った者とみなされる者に係る共通使用料の区分及び額を勘案して定める額を指定管理者に支払うものとする。

2 市長は、前項の額を定めるに当たっては、指定管理者と協議するものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年条例第16号抄)

1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。(後略) (平成23年教育委員会規則第2号で平成23年4月1日から施行)

附 則 (平成22年条例第45号抄)

1 この条例は、平成22年12月29日から施行する。

附 則 (平成25年条例第22号抄)

1 この条例は、平成25年12月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成25年条例第42号抄)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○盛岡市博物館等共通使用料条例施行規則

平成17年3月30日規則第19号

盛岡市博物館等共通使用料条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市博物館等共通使用料条例（平成17年条例第19号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(共通入館券の交付)

第2条 市長は、条例第3条の規定による共通使用料の納付があったときは、当該納付をした者に盛岡市博物館等共通入館券（以下「共通入館券」という。）を交付するものとする。

2 共通入館券の有効期間は、当該共通入館券の交付を受けた日から翌年の当該日に応ずる日の前日（その日が休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日）までとする。

(共通入館券の提示)

第3条 条例第3条の規定により共通使用料を納付した者が博物館等に入場し、又は入館しようとするときは、前条第1項の規定により交付された共通入館券を所定の場所で職員に提示しなければならない。

附 則

この規則は、条例の施行の日（平成17年4月1日）から施行する。

○盛岡市博物館等の管理運営の特例に関する規則

平成17年 3月29日教育委員会規則第6号

改正

平成22年12月27日教育委員会規則第8号

平成22年12月27日教育委員会規則第9号

平成25年 5月23日教育委員会規則第3号

盛岡市博物館等の管理運営の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市博物館等共通使用料条例（平成17年条例第19号）第2条に規定する博物館等の管理運営の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(入場券又は入館券の交付等の特例)

第2条 盛岡市博物館等共通使用料条例施行規則（平成17年規則第19号）第2条第1項の規定による共通入館券の交付を受けた者に係る次に掲げる規定の適用については、当該共通入館券をこれらの規定に規定する入場券又は入館券とみなす。

- (1) 盛岡市原敬記念館管理運営規則（昭和60年教育委員会規則第3号）第5条及び第6条
- (2) 盛岡市子ども科学館管理運営規則（昭和58年教育委員会規則第2号）第5条及び第6条
- (3) 盛岡市先人記念館管理運営規則（昭和62年教育委員会規則第6号）第5条及び第6条
- (4) 盛岡市てがみ館管理運営規則（平成12年教育委員会規則第11号）第5条及び第6条
- (5) 盛岡市遺跡の学び館管理運営規則（平成16年教育委員会規則第8号）第5条第1項及び第6条
- (6) 盛岡市歴史文化館管理運営規則（平成22年教育委員会規則第9号）第5条及び第6条

附 則

この規則は、盛岡市博物館等共通使用料条例の施行の日（平成17年4月1日）から施行する。

附 則（平成22年教委規則第8号）

この規則は、平成22年12月29日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第9号抄）

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（平成25年教委規則第3号抄）

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

盛岡市子ども科学館使用料減免要綱

(市長決裁 昭和 58 年 5 月 2 日)

(趣旨)

第 1 この要綱は、盛岡市子ども科学館条例(昭和 58 年条例第 13 号。以下「条例」という。)第 7 条の規定による使用料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第 2 子ども科学館の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除する。

(1) 条例第 7 条第 2 号に規定する障害者及びその介護を行うものが個人で使用するとき。

(2) 次に掲げる者が学校の教育課程として使用するとき。

ア 市の区域内の小学校、中学校又は幼稚園の児童、生徒又は幼児及びその引率者

イ 市の区域外の盛岡市立の小学校又は中学校の児童又は生徒及びその引率者

ウ 盲学校、聾学校又は養護学校の児童又は生徒及びその引率者

(3) 市の区域内の保育所(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する保育所をいう。)の幼児及びその引率者が保育所の年間保育計画に基づき使用するとき。

(4) 盛岡市が主催する会議その他これに準ずるもので子ども科学館長が必要と認めたものに使用するとき。

2 子ども科学館の使用が条例第 7 条第 2 号に規定する障害者を含む団体使用の場合は、当該障害者及び当該障害者の介護を行う者の使用料の額を減額する。

(減免の申請)

第 3 使用料の減免の申請は、盛岡市子ども科学館使用料減免申請書(別記様式)により行わせるものとする。ただし、条例第 7 条第 2 号に規定する障害者で次に掲げる手帳の交付を受けているもの(その者の保護者が交付を受けているときは、本人)又は同号に規定する障害者であることを証する書面を有するもの(以下「手帳被交付者等」という。)及び当該手帳被交付者等の介護を行う者が個人で使用する場合の当該申請については、当該手帳被交付者等にあつては当該手帳又は書面の、当該手帳被交付者等の介護を行う者にあつては当該介護を行う手帳交付者等に係る当該手帳又は書面の提示をもってこれに代えさせることができる。

(1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 1 項の身体障害者手帳

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 1 項の精神障害者保健福祉手帳

(3) 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条第 1 項の戦傷病者手帳

(4) 知的障害者療育手帳交付規則(昭和 49 年岩手県規則第 57 号)第 2 条療育手帳

附則 この要綱は、昭和 58 年 5 月 5 日から施行する。

附則 (平成 9 年 3 月 26 日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (平成 12 年 9 月 1 日)

この要綱は、平成 12 年 9 月 1 日から施行する。

附則 (平成 20 年 3 月 19 日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。